



栃木県公報

令和5(2023)年
9月29日(金)
号外
第51号

目次

規則

○建設業法施行細則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第45号

建設業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年9月29日

栃木県知事 福田 富一

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則(昭和43年栃木県規則第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可申請書等の提出)</p> <p>第1条 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)及び建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、<u>正副2通</u>を当該建設業者の主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所の長を経由して提出しなければならない。</p>	<p>(許可申請書等の提出)</p> <p>第1条 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)の<u>規定により知事に提出する書類で、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる部数を当該建設業者の主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所の長を経由して提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第5条及び第6条(法第17条において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく許可申請書及びその添付書類並びに<u>法第11条(法第17条において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく<u>変更等の届出書</u> <u>それぞれ正本1通及び副本2通</u></p> <p>(2) <u>法第12条(法第17条において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく<u>廃業等の届出書</u> <u>1通</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(監理課)